第二十四条第十二項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表第十九条第三項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで	
	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ	
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に	
第二十四条第十二項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
	合併等による	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表第二十二条第一項の項及び第二十二条第三項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ	
第二十四条第十二項の表第十九条第六項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第七条第三項の項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
	合併等	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
	株式交換等による	株式交換等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表前条第一項の項の項及び前条第五項の表前条第三項の項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ	
第二十四条の二	株式の引受け	株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）	
	株式の発行者	株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者	
第三十五条第二項第四号	組織再編成金融機関等	組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等	

（特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例）

第三十四条の九の四　協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が特定事態により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）である場合には、当該特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任

三　その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

四　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

五　第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

六　収益の見通しその他政令で定める事項

2　協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例組織再編成協同組織金融機関（当事者の全部又は一部が特例協同組織金融機関である金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該特例組織再編成協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　金融組織再編成の内容及び実施時期

三　当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ　当該対象協同組織金融機関に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ハ　当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容

ニ　当該対象協同組織金融機関における収益の見通し

四　当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。）が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五　その他政令で定める事項

3　特例組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

4　協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、特定事態指定期間内に、当該対象協同組織金融機関（当該特例組織再編成協同組織金融機関が同項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。）は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画（当該対象協同